

# 出産育児一時金 手続き確認 フローチャート



出産する医療機関で「直接支払制度」を利用しましたか？

※直接支払制度を利用する旨の合意文書に合意していたら、「利用した」になります。  
※医療機関が【受取代理制度】に対応している場合は、出産前に申請が必要です。

はい

いいえ

出産費用は1児につき50万を超えましたか？（産科医療補償制度に未加入の医療機関での出産等は48.8万円）

はい

いいえ

**申請不要です**

出産費用が出産育児一時金の額を超えているため、差額支給はありません。

**【差額支給申請】  
が可能です**

必要書類と「出産育児一時金支給申請書」を提出してください。

すでに出産し、出産費用を医療機関に全額支払いましたか？

はい

**【償還払い申請】  
が可能です**

必要書類と「出産育児一時金支給申請書」を提出してください。